

きこえない・きこえにくい方用（令和8年度版）

ひょう
費用
むりょう
無料

しゅわつうやくしゃ ようやくひっきしゃ はけん 手話通訳者・要約筆記者を派遣します

— すぎなみくしゅわつうやくしゃ ようやくひっきしゃ はけんじぎょう — 杉並区手話通訳者・要約筆記者派遣事業 —

きこえない人・きこえにくい人などが、手話通訳・要約筆記による意思疎通の支援を必要とする場合に、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

りょうじょうけん 利用条件

- ① すぎなみくしゅわつうやくしゃ じゅうしょ
杉並区内に住所がある、きこえない人・きこえにくい人で、意思疎通支援を必要とする方
- ② ちょうかくしょうがいしやとう しゅ こうせいいん
聴覚障害者等を主たる構成員とする杉並区内の団体

ばめん りょう こんな場面で利用できます

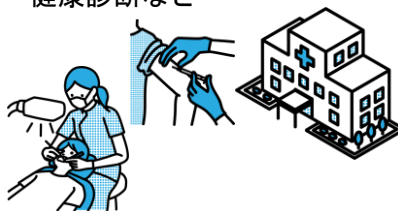
りょうこう にんげんかんけい 良好な人間関係

- ・ 自治会の会議に出席
- ・ 地域の会議
- ・ 町内会など



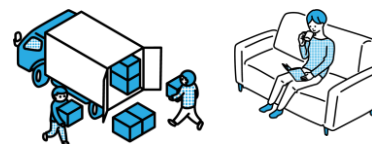
いりょう けんこう 医療・健康

- ・ 病院通院、予防接種
- ・ 健康診断など



す 住まい（暮らし）

- ・ 借家、住環境
- ・ 引っ越し、家の工事
- ・ 住宅に関する相談など



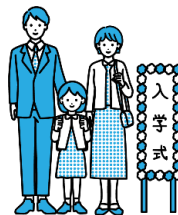
ふくし 福祉

- ・ 区役所で手続きをしたい
- ・ 法律相談に行きたい など



きょういく 教育

- ・ 子どもの教育
- ・ 授業参観、保護者会
- ・ 学校行事 など



た その他

- ・ 講演会、研修の参加
- ・ スポーツ など



ひょう 費用

むりょう
無料

※手話通訳者・要約筆記者への派遣費用（謝礼金）は杉並区が負担します。

■ 利用内容

登録区分	種類	手法	備考
杉並区登録	手話通訳者	-	杉並区の認定試験に合格し、登録している手話通訳者です。
東京手話通訳等 派遣センター登録	手話通訳者	-	手話通訳士の資格を有し、派遣センターが認定している手話通訳者です。
	要約筆記者	①ノートテイク ②全体投影	全国統一登録要約筆記者認定試験（派遣センター登録試験）に合格している要約筆記者です。 ※手書きかパソコンを選んでください。

ノートテイクとは、利用する方の隣に座り、音声を文字にして伝えます。

全体投影とは、要約した文字をプロジェクター等によりスクリーンへ映し出して伝える手法です。

手話通訳者・要約筆記者には業務上知り得た内容について、絶対に外部に漏らしてはならないという守秘義務が課せられています。安心してご利用ください。

■ 注意事項

- 派遣依頼日の1週間前までにお申し込みください。直前になると、手話通訳者・要約筆記者の派遣ができない場合があります。
- 手話通訳者・要約筆記者を指名することはできません。
- 資料等は派遣日の5日前までに提出してください。
- 手話通訳者・要約筆記者のための飲食をご用意いただく必要はありません。
- 特に配慮してほしいことや希望がある場合は、申込書の備考欄に記入してください。
- 事故や生命にかかわる緊急の場合は、警察・消防までご連絡ください。

※本事業は限られた予算で運営しています。

より多くの方にご利用いただくため、ご依頼の回数や内容によっては、ご利用ができない場合がありますのであらかじめご了承ください。

1. ご用意いただくもの

ノートテイク	てが書きの場合	①水性ボールペン (0.7 mmまたは 1.0 mm) ②用紙 (A 4 または B 5)
	パソコンの場合	①延長コード ②人数分の机とイス
全体投影	てが書きの場合	①OHC (書画カメラ) ②OHCを載せる机 ③プロジェクター ④スクリーン ⑤ロールシート ⑥マジックペン (黒、ペン先の太さは 2 ミリ程度)
	パソコンの場合	①表示用パソコン ②LANケーブル ③スイッチングハブ ④プロジェクター ⑤スクリーン ⑥延長コード ⑦人数分の机とイス

2. 資料の準備

資料等は派遣日の5日前までにご提出ください。いただいた資料は返却します。

3. 時間について

機材のセッティングのため、パソコンノートテイク、手書き全体投影は通訳開始30分前、パソコン全体投影は1時間前にうかがいます。

ご注意ください

要約筆記で書き終わったロールや用紙は通訳終了後は、音声と同様に消えたものとお考えください。要約筆記という通訳には書いたものを残す『記録』としての性格はなく、通訳として書いたものは証拠にはなりません。具体的には、次の行為はご遠慮ください。

- ①コピーして配ったり、みんなでまわし読みすること。
- ②議事録作成・報告作成などに際し確認に使うこと。
- ③確認のためにロールを戻すこと。

申し込み方法



①申し込み (利用者 ⇒ 東京手話通訳等派遣センター)

申込書に必要事項を記入し、ファクスまたはメールでお申し込みください。代理の方による電話での申し込みも可能です。 ※申込書確認後、受付完了の連絡をします。



②調整 (東京手話通訳等派遣センター ⇒ 通訳者)

申し込み先である、東京手話通訳等派遣センターが通訳者の調整を行います。

※手話通訳者・要約筆記者を指名することはできません。



③決定 (東京手話通訳等派遣センター ⇒ 利用者)

派遣する通訳者が決定しましたら、通訳者決定のお知らせをいたします。

申し込み・問い合わせ先



東京手話通訳等派遣センター

〒160-0022 東京都新宿区新宿2-15-27 第3ヒカリビル5階

(杉並区専用窓口)

◎電話/FAX : 03-5379-8766

◎メール : suginami@tokyo-shuwacenter.or.jp

開所時間

平日 : 午前9時~午後7時 / 土曜日 : 午前9時~午後5時 (FAX・メールは24時間可)

※日曜日・祝日はお休みです。

このチラシに関する問い合わせ先

杉並区障害者施策課事業推進係

☎ 03-3312-2111 (内線 1139・1179)